

子ども・子育て支援事業計画の 策定について

平成26年 2月 4日
四日市市こども未来部こども未来課

1. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の位置づけ

(1) 国の役割

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第60条では、国は子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針「基本指針」を定めるものとする。

(2) 市町村の役割

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第61条で、市町村は基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする。

(3) 基本指針(案)における計画の作成に関する事項

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

・すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念、子ども・子育て支援法の意義を踏まえて計画を作成

・市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況 + 利用希望を踏まえて計画を作成

子ども・子育て支援の意義(考え方)について

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する**記載事項**

基本指針（案）では、計画に記載する事項が**必須記載事項**と**任意記載事項**に分けて定められている。

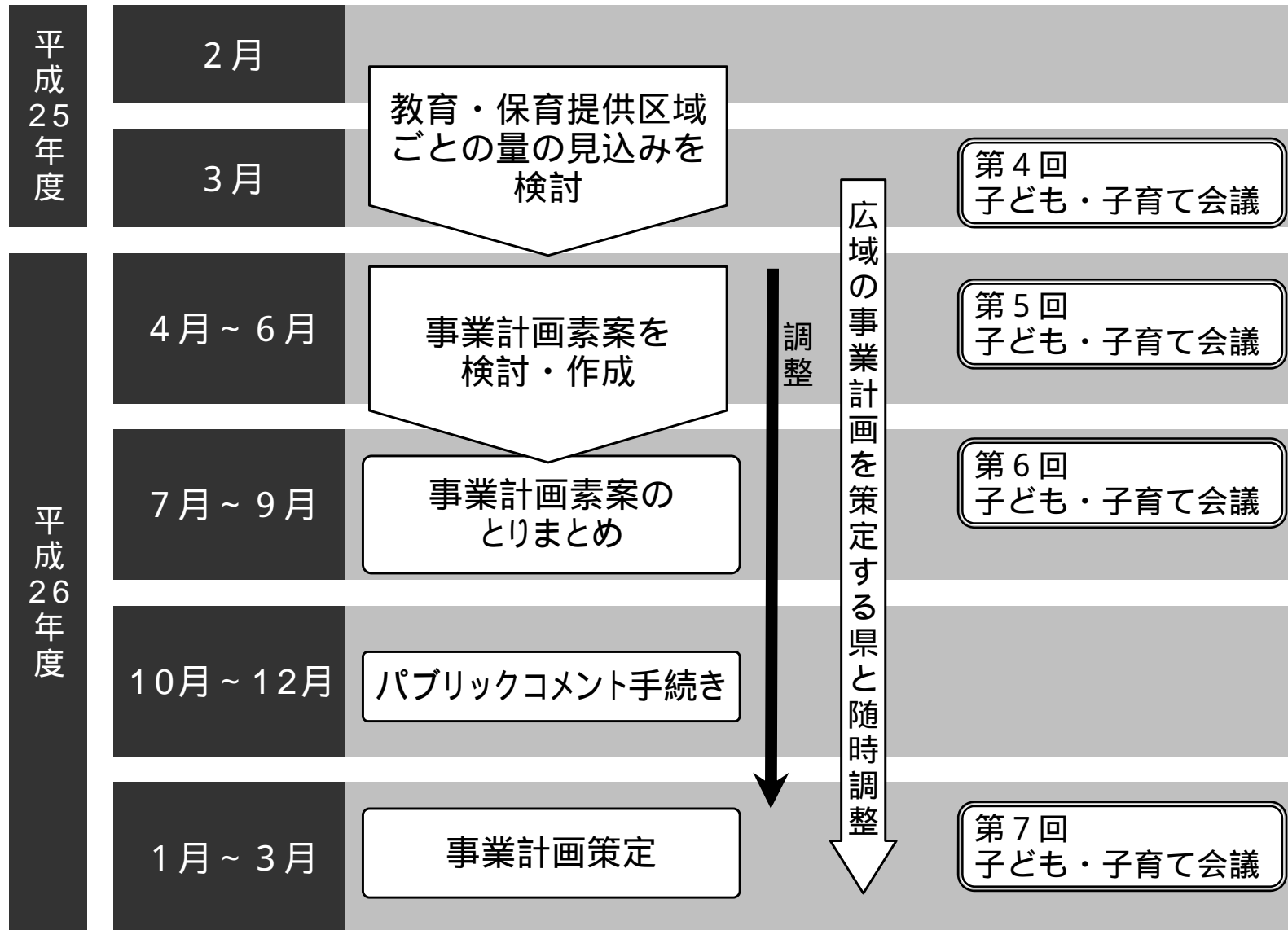
【**必須記載事項**】

- 1 教育・保育提供区域
- 2 各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制確保の内容、実施時期
- 3 各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等

【**任意記載事項**】

- 1 基本計画の理念等
- 2 計画の作成時期、期間、計画の達成状況の点検及び評価
- 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 4 児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等、都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

2. 事業計画策定までのスケジュール（予定）



3 . 事業計画の構成イメージ (案)

第1章 計画の策定にあたって

- ・ 計画策定の趣旨
- ・ 計画の位置づけ・期間
- ・ 次世代育成支援後期行動計画の成果と課題
- ・ 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

など

第4～5回
子ども・子育て会議

第2章 計画の基本的な理念・考え方について

- ・ 計画の基本理念、基本方針
- ・ 計画の基本目標
- ・ 計画の体系

など

第4～5回
子ども・子育て会議

第3章 子ども・子育て支援の取組・事業

基本目標における施策の方向、実施事業

- ・ 基本目標

・

第5～6回
子ども・子育て会議

第4章 各教育・保育提供区域における実施計画について

各教育・保育提供区域における5か年の需給計画

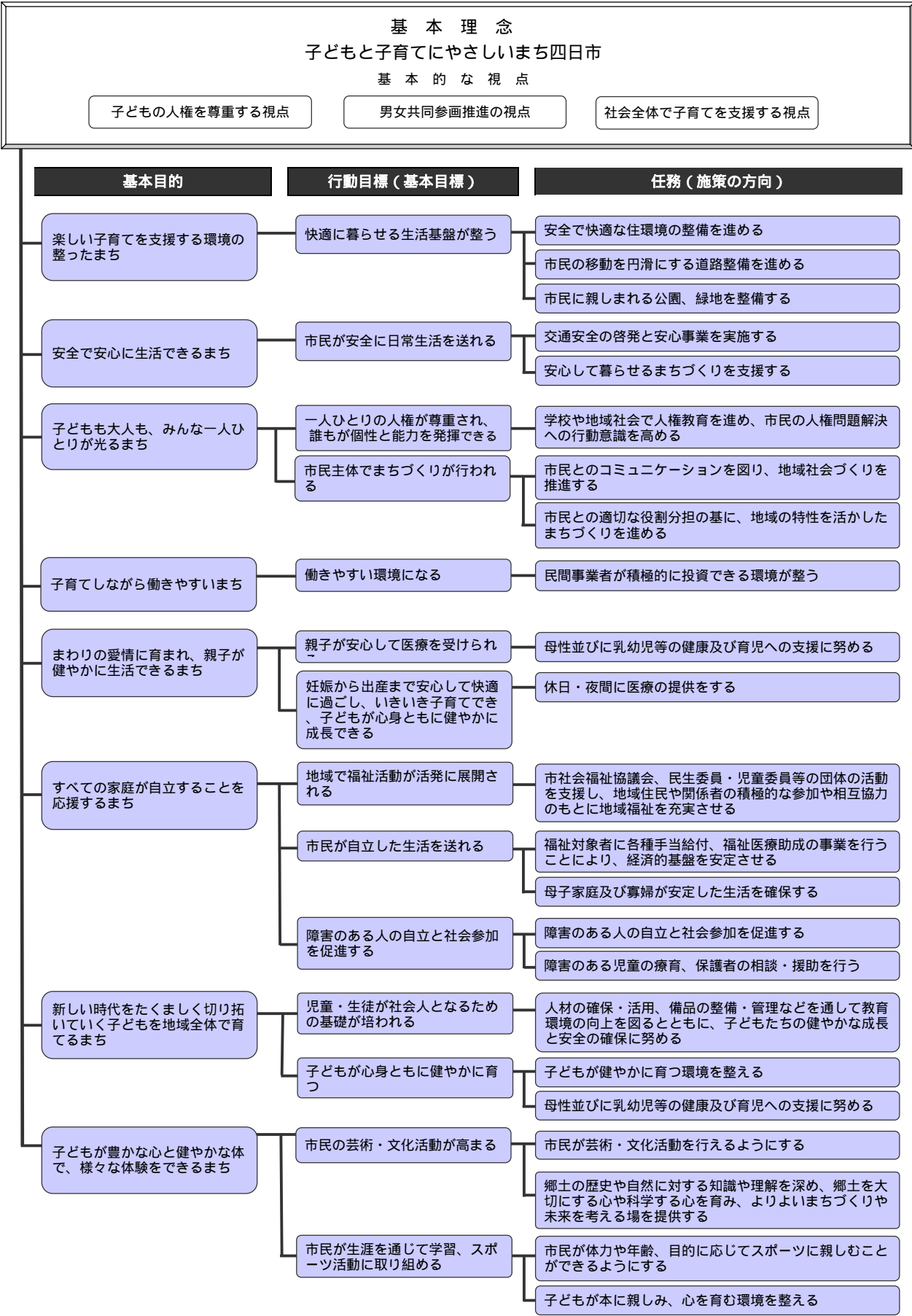
- ・ 教育・保育提供区域の設定
- ・ 幼児期の教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期
- ・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期
- ・ 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

第5～6回
子ども・子育て会議

第5章 計画の推進体制について

計画の達成状況の点検及び評価

【参考】現行計画（次世代育成支援後期行動計画）の体系



「国の基本指針における「基本理念」と現行計画の「基本理念」を踏まえ、検討する。

市の各種関連計画において、今も推進の期を待たずに、新しい計画の策定を管理し、検討する。